ハ　他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方

(2)　(1)の検討に当たっては、両議院の常任委員会の合同審査会の制度の活用等を通じて、幅広くかつ着実に検討を行うようにするものとした。（附則第三条第二項関係）

(3)　(1)の検討の結果を踏まえ、この法律の規定について、認められることとなる生殖補助医療に応じ当該生殖補助医療により出生した子の親子関係を安定的に成立させる観点から3の規定の特例を設けることも含めて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとした。（附則第三条第三項関係）

(三)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（法律第七七号）（内閣府本府）

1　差押えの禁止等

(一)　令和二年七月豪雨災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第一項関係）

(二)　令和二年七月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第二項関係）

2　この法律において「令和二年七月豪雨災害関連義援金」とは、令和二年七月豪雨による災害の被災者等（被災者又はその遺族をいう。以下同じ。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすることとした。（第三項関係）

3　施行期日等

(一)　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和二年七月豪雨災害関連義援金についても適用するものとすることとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇労働者協同組合法（法律第七八号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　労働者協同組合

(一)　通則

(1)　組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

イ　労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(イ)　組合員が出資すること。

(ロ)　その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

(ハ)　組合員が組合の行う事業に従事すること。

ロ　組合は、イのほか、次に掲げる要件を備えなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(イ)　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

(ロ)　(三)の(3)イに基づき、組合員との間で労働契約を締結すること。

(ハ)　組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

(ニ)　組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。

(ホ)　剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

ハ　組合は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこととした。（第三条第三項関係）

ニ　組合は、特定の政党のために利用してはならないこととした。（第三条第五項関係）

(2)　組合員の資格

組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とすることとした。（第六条関係）

(二)　事業

(1)　組合の行う事業

イ　組合は、(一)の(1)イの目的を達成するため、事業を行うものとすることとした。（第七条第一項関係）

ロ　組合は、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業を行うことができないこととした。（第七条第二項関係）

(2)　事業従事者の人数要件

イ　総組合員の五分の四以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

ロ　組合の行う事業に従事する者の四分の三以上は、組合員でなければならないこととした。（第八条第二項関係）

(三)　組合員

(1)　出資

イ　組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこととした。（第九条第一項及び第二項関係）

ロ　組合員の責任は、その出資額を限度とすることとした。（第九条第五項関係）

(2)　持分の譲渡制限

組合員の持分は、譲渡することができないこととした。（第一三条関係）

(3)　労働契約の締結等

イ　組合は、その行う事業に従事する組合員（一部の役員である組合員を除く。）との間で、労働契約を締結しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

ロ　組合は、組合員（組合員であった者を含む。）であって組合との間で労働契約を締結してその事業に従事するものが、議決権又は選挙権の行使、脱退その他の組合員の資格に基づく行為をしたことを理由として、解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二一条関係）

(四)　設立

組合の設立については、準則主義によるものとし、三人以上の発起人を要することとした。（第二二条～第二八条関係）

(五)　管理

(1)　定款及び規約

定款及び規約に関する所要の規定を整備することとした。（第二九条～第三一条関係）

(2)　役員、組合員監査会等

イ　組合に、役員として理事（三人以上）及び監事（一人以上）を置くこととした。（第三二条第一項及び第二項関係）

ロ　理事は、組合員でなければならないこととした。（第三二条第四項関係）

ハ　組合員の総数が一定の基準を超える組合は、外部監事（一人以上）を置かなければならないこととした。（第三二条第五項関係）

ニ　イにかかわらず、組合員の総数が二〇人を超えない組合には、定款で定めるところにより、監事に代えて、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会を置くことができることとした。（第五四条第一項関係）

ホ　その他役員、組合員監査会等に関する所要の規定を整備することとした。（第三二条～第五七条関係）

(3)　総会等

イ　理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会に報告しなければならないこととした。（第六六条関係）

ロ　組合員の総数が二〇〇人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができることとした。（第七一条第一項関係）

ハ　その他総会等に関する所要の規定を整備することとした。（第五八条～第七一条関係）

(4)　会計

イ　組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の一〇分の一以上を準備金として積み立てなければならないこととした。（第七六条第一項関係）

ロ　組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を就労創出等積立金として積み立てなければならないこととした。（第七六条第四項関係）